

平成 29 年度
第 3 回鴨川市特別職報酬等審議会
会議録

鴨川市特別職報酬等審議会

平成 29 年度 第 3 回鴨川市特別職報酬等審議会 会議録

1 日時

平成 29 年 11 月 8 日（水） 午後 2 時から午後 2 時 20 分まで

2 場所

鴨川市役所 3 階会議室

3 出席者

（1） 特別職報酬等審議会の委員

会長	石田 日出夫
副会長	田原 智之
委員	寺尾 忠行
	鎌田 薫
	宗政 智子
	小林 裕明

（2） 事務局職員

総務課長	松本 憲好
総務課長補佐	石井 康宏
総務課人事係長	四宮 俊英

4 次第

1 開会

2 議事

（1） 議員の議員報酬について

（2） その他

3 閉会

5 会議内容

別紙のとおり

6 会議の傍聴者等

なし

[開始 午後 2 時]

1 開会

- 四宮人事係長 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ただ今から、第 3 回鴨川市特別職報酬等審議会会議を始めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
始めに、配布資料の確認をさせていただきます。
本日、お席に配布しております資料は、資料 8 です。
また、あらかじめ、郵便でお送りさせていただき、本日、お持ちをいただいたものが、本日の会議次第、資料 7 です。
配布漏れ等、ございませんでしょうか。
ありがとうございました。本日の会議は、会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 議員の議員報酬について

- 四宮人事係長 それでは、議事をお願いします。
鴨川市特別職報酬等審議会条例第 5 条第 1 項では、審議会の会議は、会長が議長となることとされております。
会議の議長は、石田会長にお願いいたします。
- 議長 3 回目の会議ということでお集まりをいただきましてありがとうございます。
以前も申し上げましたが、本日は、答申について審議をいただくことになります。
資料が事前に配布されていますのでお目通しをされていると思います。
これまでの経過を若干、説明をいたしますと、まず、平成 26 年の 9 月に、市議会に定数に関する調査特別委員会が設置をされました。
平成 28 年 2 月までに 11 回開催され、28 年 3 月に定数条例が可決されました。
その後、28 年 5 月に、議長から前市長に特別職報酬等審議会の開催の要請がありました。
そして、現市長になり、今年の 8 月にこの審議会の第 1 回の会議が開催されました。
この第 1 回の会議では、事務局からの資料説明の後、皆さんの御意見を伺いました。
2 回目の会議では、皆さんの要望を受けて、事務局からの更なる説明、財政課長からの財政に関する説明、議会事務局長からの議員年金に関する説明があり、これを受けて、皆さんからの貴重な御意見をいただき、答申案のたたき台になったということです。
仮に、現在の案のとおり改定されれば、平成 17 年 2 月 11 日の旧天津小湊町、旧鴨川市の合併以来となります。
さらに、現在の報酬額の基となった旧鴨川市の議員報酬については、平成 5 年以降、

改定されていない状況ですので、24 年ぶりとなるものです。

それでは、条例の規定により議長を務めさせていただきます。

まず、会議の定足数の確認をさせていただきます。本日の出席委員は全員ですので、委員会条例第 5 条第 2 項に規定する会議の成立要件を満たしていることを報告いたします。

次に、本日の会議録を確認していただく委員を指名させていただきます。

本日の会議録の確認は、寺尾委員にお願いいたします。

それでは、議事の(1)、議員の議員報酬についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○石井総務課長補佐 まず、資料 8 について、説明をいたします。

この資料は、第 1 回会議において説明をいたしました、資料 1 の 22 ページの表を加工したものです。

前回の会議で決定をしていただきました議員報酬の額を、再度、確認をしていただくために作成をしたものです。

内容を説明いたします。

一番左の列が年度、二番目の列が各年度の定数、一番右の列が各年度の議員報酬と期末手当の合計額です。

各年度、4 月 1 日現在で作成していますので、平成 30 年度は定数が 20 人、合計額は①の額となります。

次の行は、平成 31 年度ですので、定数が 18 人、報酬額は現行の額、合計は②の額となります。

そして一番下の行は、平成 31 年度、定数が 18 人、報酬額は増額後の額、合計は③の額となります。

欄外で 3 行、計算をしております。

1 行目は、現行の額の場合に定数の削減によって削減される額です。

2 行目は、報酬額の増額と定数の削減によって削減される額です。

そして 3 行目が、1 行目と 2 行目の差額、つまり、議員報酬の額の増額による影響額です。

資料 8 の説明は以上といたします。

次に資料 7 について、説明をいたします。

これは、会長名で市長に提出する答申書の素案として、事務局において作成をしたものです。

まず 1 は議員報酬の額についてです。

改定後の列ですが、議長は 398,000 円、副議長は 364,000 円、議員は 336,000 円としています。

次に 2 の改定の時期ですが、次の一般選挙に係る任期からとしています。

次に 3 の理由です。

朗読をいたします。

(1) 議員の定数の削減によって歳出削減の取組が行われている。

これについては、委員皆さんからご発言があったものです。

(2) 近隣市との均衡が必要である。

田原委員、鎌田委員、小林委員のご発言を踏まえてのものです。

(3) 市の財政に与える影響への配慮が必要であり、大幅な増額は困難である。

寺尾委員、小林委員のご発言を踏まえてのものです。

(4) 議員の専門化の傾向がある。

鎌田委員、宗政委員のご発言を踏まえてのものです。

(5) 長期間増額が行われていない。

宗政委員のご発言を踏まえてのものです。

最後に、附帯意見です。

朗読をいたします。

(1) 行政の需要が多様化している中であって、より市民に寄り添った議員活動を行うことを求める。

(2) 人口の減少に伴う税収の減少等、本市の財政を踏まえた議員活動を行うことを求める。

(3) 市内の経済の現状を認識し、これを好転させる議員活動を行うことを求める。

(4) 議員の専門化の傾向があることは一定の範囲で理解するが、専門職化・高度化してきたことによって専門化しているものではない。

以上、委員皆さんのご発言を踏まえて作成をいたしました。

ご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終了しました。

まず、始めに、事務局の説明に対する質疑応答を行います。

ご質問のある方は、挙手をお願いします。

～なし～

○議長 ないようですので、質疑応答を終了します。

次に、答申書素案について、ご意見があれば、お願いします。

寺尾委員。

○寺尾委員 これでよいと思います。

○議長 ほかに発言はありますか。

～なし～

○議長 それでは、答申書について、お諮りいたします。

案のとおり答申することとしてよろしいでしょうか。

～異議なし～

○議長 ありがとうございます。

それでは、答申書について決定をさせていただきます。

なお、答申書については、この後、会長印を押印し、私から市長にお渡しをさせていただきます。

(2) その他

○議長 次に、議事の(2)、その他です。

委員の皆さん、発言はありますか。

～なし～

○議長 以上で、会議を終了します。お疲れさまでした。

[終了 午後2時20分]

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17年7月4日制定）第7条第3項の規定により、本会議録の内容を確認したので署名する。

平成29年11月9日

会議録署名人

寺尾 忠行